

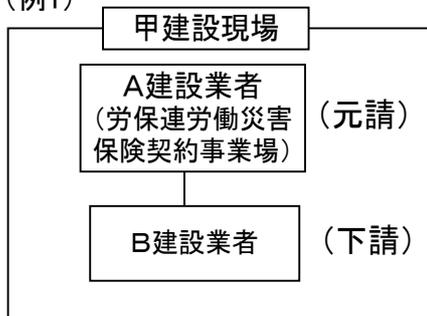
建設事業(業種コード 31~38)の事業場の 労保連労働災害保険契約について

労保連労働災害保険は労災保険の上乗せ補償を行う制度ですので、ご契約した契約申込書の労働保険番号で労災の認定を受けたものについて、上乗せ補償を行います。(労災の認定を受けた場合でも労保連労働災害保険の補償の対象外となる労働災害が一部あります。)

ご契約される事業場が建設事業(業種コード 31~38)で下請業者として工事を行う現場で発生した労災については、元請業者の労働保険番号で労災の認定を受けるため、労保連労働災害保険からの補償を受けるためには下請事業担保特約の契約をする必要がありますのでご注意ください。

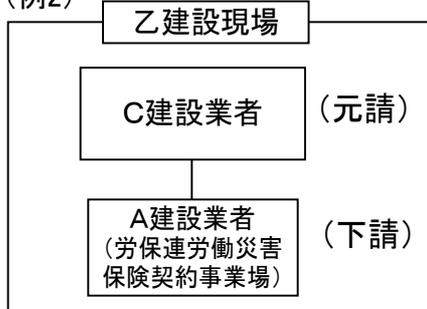
(例)A建設業者が労保連労働災害保険の契約をしている場合の補償について

(例1)



A建設業者が元請業者として工事を行う甲建設現場で発生した災害は、A建設業者の労働保険番号で労災の認定を受けるため、労保連労働災害保険の補償を受けることができます。(B建設業者の従業員に対する労災についても補償を受けることができます。)^{※1}

(例2)



C建設業者が元請業者として工事を行う乙建設現場で発生した災害は、C建設業者の労働保険番号で労災の認定を受けるため、A建設業者は労保連労働災害保険の契約をしても、下請事業担保特約の契約をしていない場合は労保連労働災害保険の補償を受けることができません。^{※2}

※1 B建設業者の事業主等の特別加入者は、B建設業者の労働保険番号で労災の認定を受けるため、労保連労働災害保険の補償を受けることができません。

※2 A建設業者の事業主等の特別加入者は、A建設業者の労働保険番号で労災の認定を受けるため、(下請事業担保特約の契約をしていなくても) 労保連労働災害保険の補償を受けることができます。